

## 鳥取県告示第230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年5月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人思齊社
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
坂尾 文正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡八頭町才代47
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域住民、行政、企業、大学、各種団体との連携をとりながら、学術・文化・科学技術・産業技術を深め、地域住民に対して、情報を発信し、関係者及び地域住民との交流を促し、地域産業の活性化を図り、地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。